

平成26年第3回泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成26年9月3日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	平成25年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について	1
報 告	2	平成25年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について	5
報 告	3	平成25年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	9
議 案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
議 案	2	指定管理者の指定について	17
議 案	3	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	21
議 案	4	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	51
議 案	5	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	81
議 案	6	泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	91
議 案	7	平成26年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	95
議 案	8	平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	149

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	9	平成26年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	159
議 案	10	平成26年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	165
議 案	11	平成26年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	177
議 案	12	平成26年度泉南市水道事業会計補正予算（第2号）	185
議 案	13	平成25年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	193
議 案	14	平成25年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	195
議 案	15	平成25年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	197
議 案	16	平成25年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について	199
議 案	17	平成25年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	201
議 案	18	平成25年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	203
議 案	19	平成25年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	205

議案	20	平成25年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	207
議案	21	平成25年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について	209
議案	22	平成25年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	211
議案	23	平成25年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	213
議案	24	平成25年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	215
議案	25	平成25年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
議案	26	平成25年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	219
議案	27	平成25年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	221
議案	28	平成25年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	223
議案	29	平成25年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	225
議案	30	平成25年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	227
議案	31	平成25年度泉南市水道事業会計決算認定について	229

平成25年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく泉南市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成25年度決算に基づく泉南市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.97)	— (17.97)	9.1 (25.0)	138.1 (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載している。

※本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南監報告第 11 号
平成 26 年 8 月 14 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 齋 藤 一 夫
泉南市監査委員 南 良 徳

平成 25 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見について

平成 25 年度の泉南市財政健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査し、同条第 2 項により決定したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成 25 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成24年度	平成25年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	12.97
②連結実質赤字比率	—	—	17.97
③実質公債費比率	8.8	9.1	25.0
④将来負担比率	144.7	138.1	350.0

※「—」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成25年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

②連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は9.1%となっており、早期健全化基準の25.0%未満である。

④将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は138.1%となっており、早期健全化基準の350.0%未満である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 2 5 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成 2 5 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	2 0 . 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 9 7 号）第 1 7 条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 12 号

平成26年8月14日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 齋 藤 一 夫

泉南市監査委員 南 良 徳

平成25年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見について

平成25年度の泉南市下水道事業特別会計における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査し、同条第3項により決定したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成25年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成24年度	平成25年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成25年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第3号

平成25年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成25年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 13 号

平成 26 年 8 月 14 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 齋 藤 一 夫

泉南市監査委員 南 良 徳

平成 25 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

平成 25 年度の泉南市水道事業会計における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査し、同条第 3 項により決定したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成 25 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成24年度	平成25年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成25年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第 1 号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市岡田六丁目 28 番 7 号
氏 名 松 本 隼 人（まつもと はやと）
生年月日 昭和 39 年 5 月 6 日
職 業 司法書士

提案理由

松本隼人氏は、平成 26 年 11 月 30 日をもって任期満了となるが、泉南市固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

松本隼人氏経歴

昭和58年	3月	学校法人清風南海学園清風南海高等学校卒業	
同	62年	3月	関西大学法学部卒業
同	63年	9月	平木司法書士事務所入所
平成	2年	10月	司法書士試験合格
同	5年	3月	平木司法書士事務所退所
同	5年	4月	松本司法書士事務所開設
同	17年	12月	泉南市固定資産評価審査委員会委員に就任（現在に至る。）
同	24年	8月	りんくう合同司法書士事務所に改称（現在に至る。）

議案第 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 管理を行わせる公の施設
泉南市立浜保育所
- 2 指定管理者となる団体
和歌山県紀の川市上田井 1 0 2 0 番地
社会福祉法人 高陽会
理事長 高木 洋 （たかぎ おおみ）
- 3 指定の期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第2号 参考

社会福祉法人 高陽会の概要

設立年月日 昭和54年7月2日

団体の目的 第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営）、第二種社会福祉事業（老人短期入所事業の経営等）の事業展開をし、利用者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供できるよう、社会貢献及び支援をすることを目的としている。

業務の概要 特別養護老人ホームや老人短期入所事業、老人デイサービス事業、老人居宅介護等事業、介護老人保健施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、障害福祉サービス事業、小規模多機能居宅介護事業、保育所などの運営を行っている。

資産総額 23億2,312万1,739円

議案第 3 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）が制定され、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育

施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（支給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な

連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることが

できる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）

の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、

その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定め

ている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用

者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、

その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは

帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規

模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提

供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
 - 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち

ち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50

条において準用する第19条において同じ。) 」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費

用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 4 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による児童福祉法の改正に伴い、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。
（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 家庭的保育事業者等は、泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当してはならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この

条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければな

らない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供

について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一

部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状

況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にあ

る屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号

	<p>に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人

26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからク

までに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す</p>

る構造の屋外階段

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事

業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する

保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

議案第 5 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による児童福祉法の改正に伴い、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければ

ならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し

て一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ

て必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

（保護者との連絡）

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

議案第 6 号

泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

国の難病医療費助成制度の見直しに伴い、老人医療費助成制度の特定疾患にかかる対象範囲を明確にするに当たり、所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年泉南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「又は」の次に「平成26年4月1日現在の」を、「規定する疾患」の次に「のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後において第6条に規定する医療証の交付を受ける者について適用し、同日前において医療証の交付を受けた者については、当該医療証の有効期間中は、なお従前の例による。

議案第7号

平成26年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,032,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 地方特例交付金		42,300	△6,420	35,880
	1) 地方特例交付金	42,300	△6,420	35,880
(10) 地方交付税		2,334,749	55,139	2,389,888
	1) 地方交付税	2,334,749	55,139	2,389,888
(14) 国庫支出金		4,025,480	21,953	4,047,433
	2) 国庫補助金	613,697	21,953	635,650
(15) 府支出金		1,585,785	24,770	1,610,555
	2) 府補助金	465,489	24,770	490,259
(18) 繰入金		1,049,906	7,000	1,056,906
	1) 基金繰入金	1,048,954	7,000	1,055,954
(19) 諸収入		206,458	6,266	212,724
	6) 雑入	192,356	6,266	198,622
(20) 市債		1,813,000	△83,461	1,729,539
	1) 市債	1,813,000	△83,461	1,729,539
(21) 繰越金			454,802	454,802

款	項	補正前の額	補正額	計
	1)繰越金		454,802	454,802
歳入	合計	21,552,815	480,049	22,032,864

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 議会費		281,037	△6,661	274,376
	1) 議会費	281,037	△6,661	274,376
(2) 総務費		1,936,576	1,398	1,937,974
	1) 総務管理費	1,469,686	△4,053	1,465,633
	2) 徴税費	268,729	9,146	277,875
	3) 戸籍住民基本台帳費	110,581	△9,169	101,412
	4) 選挙費	58,915	5,197	64,112
	5) 統計調査費	12,063	277	12,340
(3) 民生費		10,359,866	40,601	10,400,467
	1) 社会福祉費	3,001,280	43,537	3,044,817
	2) 児童福祉費	3,746,394	△4,539	3,741,855
	3) 生活保護費	2,233,374	1,117	2,234,491
	4) 国民健康保険費	644,436	△5,844	638,592
	5) 介護保険費	734,382	6,330	740,712
(4) 衛生費		1,631,280	32,449	1,663,729
	1) 保健衛生費	478,826	26,290	505,116

款	項	補正前の額	補正額	計
	2)清掃費	1,140,072	6,159	1,146,231
(5) 農林水産業費		151,374	6,824	158,198
	1)農業費	147,600	4,824	152,424
	2)林業費	1,178	2,000	3,178
(6) 商工費		61,387	6,996	68,383
	1)商工費	61,387	6,996	68,383
(7) 土木費		1,404,994	22,664	1,427,658
	1)土木管理費	117,883	18,514	136,397
	2)道路橋梁費	245,770	△18,482	227,288
	4)都市計画費	927,285	13,524	940,809
	5)住宅費	98,548	9,108	107,656
(9) 教育費		1,685,892	△1,513	1,684,379
	1)教育総務費	298,914	△3,600	295,314
	4)幼稚園費	396,980	1,135	398,115
	5)社会教育費	388,164	952	389,116
(10) 公債費		3,056,772	267,716	3,324,488
	1)公債費	3,056,772	267,716	3,324,488

(11)諸支出金		111,472	109,575	221,047
	10)雑支出	104,652	109,575	214,227
歳	出	21,552,815	480,049	22,032,864
	合			計

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
観光ガイド養成事業 (平成26年度)	平成26年度～ 平成27年度	16,532千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
庁舎整備事業債	千円 21,300	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)</small>	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還、又は満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。また、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
臨時財政対策債	千円 1,280,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)</small>	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 1,175,239	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ	

平成26年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9	地方特例交付金	42,300	△6,420	35,880			
(1)	地方特例交付金	42,300	△6,420	35,880			
	1) 地方特例交付金	42,300	△6,420	35,880	1. 地方特例交付金	△6,420	減収補てん特例交付金
10	地方交付税	2,334,749	55,139	2,389,888			
(1)	地方交付税	2,334,749	55,139	2,389,888			
	1) 地方交付税	2,334,749	55,139	2,389,888	1. 地方交付税	55,139	
14	国庫支出金	4,025,480	21,953	4,047,433			
(2)	国庫補助金	613,697	21,953	635,650			
	1) 民生費補助金	494,092	9,954	504,046	9. 介護保険事業費補助金	581	市民後見推進事業補助金
					10. 保育緊急確保事業費補助金	9,373	
	5) 総務費補助金	11,733	11,999	23,732	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	11,999	
15	府支出金	1,585,785	24,770	1,610,555			
(2)	府補助金	465,489	24,770	490,259			

款 15 府支出金 項 2 府補助金

款 15 府支出金 項 2 府補助金 目 2 民生費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2) 民生費補助金	359,489	9,900	369,389	9. 地域福祉・子育て 支援交付金	1,500	介護保険特別枠
					11. 介護保険事業費補 助金	8,200	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金
					16. 防犯カメラ設置事 業補助金	200	
	4) 農林水産業費補助 金	23,880	4,000	27,880	1. 農業委員会費補助 金	4,000	農地台帳システム整備補助金
	5) 商工費補助金	2,560	10,870	13,430	4. 緊急雇用創出基金 事業費補助金	10,870	
18 繰 入 金		1,049,906	7,000	1,056,906			
(1) 基金繰入金		1,048,954	7,000	1,055,954			
	1) 公共施設整備基金 繰入金	345,859	7,000	352,859	1. 公共施設整備基金 繰入金	7,000	
19 諸 収 入		206,458	6,266	212,724			
(6) 雑 入		192,356	6,266	198,622			
	1) 雑 入	192,356	2,000	194,356	13. 雑 入	2,000	公益信託高速道路防災対策等に関する支援金
	2) 過年度収入		4,266	4,266	1. 過年度収入	4,266	平成25年度生活保護費府費負担金 平成25年度自立支援医療（育成医療）府費負担金
20 市 債		1,813,000	△83,461	1,729,539			4,192 74
(1) 市 債		1,813,000	△83,461	1,729,539			

	1) 総務債	111,600	21,300	132,900	2. 庁舎整備事業債	21,300	
	3) 臨時財政対策債	1,280,000	△104,761	1,175,239	1. 臨時財政対策債	△104,761	
21 繰越金			454,802	454,802			
(1) 繰越金			454,802	454,802			
	1) 繰越金		454,802	454,802	1. 前年度繰越金	454,800	
歳入合計		21,552,815	480,049	22,032,864			

款 21 繰越金 項 1 繰越金 目 1 繰越金

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	281,037	△6,661	274,376		△6,661		
(1) 議 会 費	281,037	△6,661	274,376		△6,661		
1) 議 会 費	281,037	△6,661	274,376		△6,661		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△4,958		102,621
				2. 給 料	373		28,512
				3. 職員手当等	△1,916		57,925
				4. 共 済 費	260		63,828
				19. 負担金、補助及び 交付金	△420		7,580
[1] 人件費事業	252,886	△6,241	246,645		△6,241		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△4,958	議員報酬	102,621
				2. 給 料	373	一般職	28,512
				3. 職員手当等	△1,916	地域手当 期末手当 勤勉手当	11 △1,978 51
				4. 共 済 費	260	厚生年金保険料 健康保険料	121 139
[3] 議会政務活動事業	6,480	△420	6,060		△420	議会事務局	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△420	政務活動費補助金	6,480
2 総 務 費	1,936,576	1,398	1,937,974	28,565	△27,167		
				国庫支出金			
				7,265			
				市債			
				21,300			

(1)総務管理費	1,469,686	△4,053	1,465,633	28,565	△32,618			
				国庫支出金 7,265				
				市債 21,300				
1)一般管理費	161,265	23,133	184,398	21,300	1,833			
				市債 21,300				
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費 15. 工事請負費	△2,424 △1,523 △1,420 28,500		49,650 26,974 15,996	
[1]人件費事業	92,620	△5,367	87,253		△5,367			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△2,424	一般職	49,650	
				3. 職員手当等	△1,523	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△156 △78 △80 △520 △394 △295	26,974
				4. 共 済 費	△1,420	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△1,409 △11	15,996
[10]庁舎改修事業	5,350	28,500	33,850	21,300	7,200	総務課		
				市債 21,300				
				[庁舎整備事業債 21,300]				
				節 区 分	金 額			
				15. 工事請負費	28,500			
2)人事管理費	393,379	△37,559	355,820		△37,559			

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△26,894		70,979
				3. 職員手当等	△4,565		239,789
				4. 共 済 費	△6,100		60,390
[1] 人件費事業	371,158	△37,559	333,599		△37,559		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△26,894	一般職	70,979
				3. 職員手当等	△4,565	扶養手当 △336 地域手当 △814 児童手当 140 期末手当 △2,007 勤勉手当 △1,548	239,789
				4. 共 済 費	△6,100	共済組合納付金 △5,992 厚生会事業補給金 △108	60,390
5) 財政管理費	206,636	△6,640	199,996		△6,640		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△3,063		47,419
				3. 職員手当等	△2,086		30,415
				4. 共 済 費	△1,491		14,839
[1] 人件費事業	92,673	△6,640	86,033		△6,640		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△3,063	一般職	47,419
				3. 職員手当等	△2,086	地域手当 △91 管理職手当 96 住居手当 △324 通勤手当 △94 児童手当 △580 期末手当 △719 勤勉手当 △374	30,415
				4. 共 済 費	△1,491	共済組合納付金 △1,479 厚生会事業補給金 △12	14,839
6) 契約検査費	37,396	△776	36,620		△776		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△155		18,454
				3. 職員手当等	△398		10,642
				4. 共 済 費	△223		6,500
[1]人件費事業	35,596	△776	34,820		△776		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△155	一般職	18,454
				3. 職員手当等	△398	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	276 3 △96 △324 △289 21 11
				4. 共 済 費	△223	共済組合納付金	6,500
7)会計管理費	44,526	△604	43,922		△604		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△308		22,861
				3. 職員手当等	38		11,853
				4. 共 済 費	△334		8,021
[1]人件費事業	42,735	△604	42,131		△604		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△308	一般職	22,861
				3. 職員手当等	38	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	138 △5 △102 120 △74 △39
				4. 共 済 費	△334	共済組合納付金	8,021
8)財産管理費	57,892	523	58,415		523		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	43		13,871

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 8 財産管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 8 財産管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	480		8,667
[1] 人件費事業	27,479	523	28,002		523		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	43	一般職	13,871
				3. 職員手当等	480	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△294 △8 576 62 96 48 8,667
9) 企 画 費	111,529	8,022	119,551		8,022		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,793		40,046
				3. 職員手当等	3,305		22,628
				4. 共 済 費	924		13,664
[1] 人件費事業	76,338	8,022	84,360		8,022		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,793	一般職	40,046
				3. 職員手当等	3,305	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	840 140 96 136 380 1,128 585 22,628
				4. 共 済 費	924	共済組合納付金	13,664
10) 情報管理費	203,813	10,800	214,613		7,265		
				国庫支出金	7,265		

				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	10,800		171,075
[3]住民情報記録システム事業	166,467	10,800	177,267	7,265	3,535	総務課	
				国庫支出金 7,265			
				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 7,265]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	10,800	電算システム改修委託料	163,567
12)人権推進費	93,217	△952	92,265		△952		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△431		36,408
				3. 職員手当等	△521		20,220
[1]人件費事業	69,045	△952	68,093		△952		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△431	一般職	36,408
				3. 職員手当等	△521	地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△14 △32 210 △403 △282
(2)徴 税 費	268,729	9,146	277,875		9,146		
1)賦 課 費	159,708	4,553	164,261		4,553		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,218		56,461
				3. 職員手当等	1,335		30,954
[1]人件費事業	106,600	4,553	111,153		4,553		

款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 1 賦 課 費

款 2 総務費 項 2 徴税費 目 1 賦課費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,218	一般職	56,461
				3. 職員手当等	1,335	扶養手当 地域手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	390 108 230 436 171
2)徴 収 費	107,821	4,593	112,414		4,593		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,438		40,010
				3. 職員手当等	△1,645		23,562
				4. 共 済 費	△1,324		13,879
				23. 償還金、利子及び 割引料	10,000		20,000
[1]人件費事業	77,451	△5,407	72,044		△5,407		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,438	一般職	40,010
				3. 職員手当等	△1,645	扶養手当 地域手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△96 △76 △220 △848 △405
				4. 共 済 費	△1,324	共済組合納付金	13,879
[2]市税徴収事務事業	30,006	10,000	40,006		10,000	税務課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	10,000	市税過誤納還付金及び還付加算金	20,000
(3)戸籍住民基本台 帳費	110,581	△9,169	101,412		△9,169		
1)戸籍住民基本台 帳費	110,581	△9,169	101,412		△9,169		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△5,226		53,092
				3. 職員手当等	△1,787		24,308
				4. 共 済 費	△2,156		16,895
[1]人件費事業	94,295	△9,169	85,126		△9,169		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△5,226	一般職	53,092
				3. 職員手当等	△1,787	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	294 △148 △77 90 △1,290 △656 24,308
				4. 共 済 費	△2,156	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△2,144 △12 16,895
(4)選 挙 費	58,915	5,197	64,112		5,197		
1)選挙管理委員会 費	18,435	9,219	27,654		9,219		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,018		8,691
				3. 職員手当等	2,588		4,794
				4. 共 済 費	1,613		3,004
[1]人件費事業	16,489	9,219	25,708		9,219		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,018	一般職	8,691
				3. 職員手当等	2,588	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	234 157 49 120 1,335 693 4,794
				4. 共 済 費	1,613	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,601 12 3,004
2)市長選挙費	28,896	△1,237	27,659		△1,237		

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 2 市 長 選 挙 費

款 2 総務費 項 4 選挙費 目 2 市長選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△71		1,094
				3. 職員手当等	△987		10,332
				9. 旅 費	△4		4
				11. 需 用 費	△29		1,694
				12. 役 務 費	△9		2,149
				13. 委 託 料	△16		5,431
				14. 使用料及び賃借料	△62		854
				16. 原材料費	△22		22
				19. 負担金、補助及び 交付金	△37		5,441
[1]選挙等執行业業	28,896	△1,237	27,659		△1,237	選挙管理委員会事務局	
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△71	選挙立会人報酬 期日前投票所の投票立会人報酬	1,094
						△34 △37	
				3. 職員手当等	△987	超勤手当	10,332
				9. 旅 費	△4	普通旅費	4
				11. 需 用 費	△29	消耗品費	1,694
				12. 役 務 費	△9	郵便料	2,149
				13. 委 託 料	△16	ポスター掲示場設置及び撤去費	5,431
				14. 使用料及び賃借料	△62	投票所借上料 器具借上料	854
						△42 △20	
				16. 原材料費	△22		22
				19. 負担金、補助及び 交付金	△37	選挙運動用自動車使用料負担金	5,441
4) 農業委員会委員 一般選挙費	2,841	△2,785	56		△2,785		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△643		668
				3. 職員手当等	△1,663		1,670
				11. 需 用 費	△263		286
				12. 役 務 費	△172		173

				14. 使用料及び賃借料	△44		44
[1]選挙等執行事業	2, 841	△2, 785	56		△2, 785	選挙管理委員会事務局	
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△643	投票管理者報酬 △150 投票立会人報酬 △276 選挙長報酬 △13 選挙立会人報酬 △104 期日前投票所の投票立会人報酬 △100	668
				3. 職員手当等	△1, 663	超勤手当	1, 670
				11. 需 用 費	△263	消耗品費 △44 食糧費 △113 印刷製本費 △106	286
				12. 役 務 費	△172	郵便料 △129 電話料 △7 コピーパフォーマンス料 △36	173
				14. 使用料及び賃借料	△44	器具借上料	44
(5)統計調査費	12, 063	277	12, 340		277		
1)統計調査総務費	6, 979	277	7, 256		277		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	344		3, 576
				3. 職員手当等	△171		2, 157
				4. 共 済 費	104		1, 220
[1]人件費事業	6, 953	277	7, 230		277		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	344	一般職	3, 576
				3. 職員手当等	△171	扶養手当 △96 地域手当 8 児童手当 △180 期末手当 64 勤勉手当 33	2, 157
				4. 共 済 費	104	共済組合納付金	1, 220
3 民 生 費	10, 359, 866	40, 601	10, 400, 467	23, 521	17, 080		

款 3 民 生 費

款 3 民 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 13,621			
				府支出金 9,900			
(1)社会福祉費	3,001,280	43,537	3,044,817	4,948	38,589		
				国庫支出金 3,248			
				府支出金 1,700			
1)社会福祉総務費	462,929	35,927	498,856		35,927		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	17,051		12,847
				3. 職員手当等	8,055		13,124
				4. 共 済 費	5,456		4,658
				19. 負担金、補助及び 交付金	5,365		346,585
[1]人件費事業	25,696	30,562	56,258		30,562		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	17,051	一般職	12,847
				3. 職員手当等	8,055	扶養手当 △36 地域手当 511 管理職手当 1,056 通勤手当 387 児童手当 240 期末手当 3,908 勤勉手当 1,989	8,191
				4. 共 済 費	5,456	共済組合納付金 厚生会事業補給金 48	4,658
[4]社会福祉協議会 補助金事業	32,034	5,365	37,399		5,365	長寿社会推進課	

				19. 負担金、補助及び 交付金	5,365	社会福祉協議会補助金	32,034
4) 防 犯 費	1,887	400	2,287	200	200		
				府支出金			
				200			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	400		1,493
[1]防犯事業	1,887	400	2,287	200	200	生活福祉課	
				府支出金			
				200			
				[防犯カメラ設置事 業補助金			
				200]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	400	防犯カメラ設置事業補助金	1,493
5) 国民年金費	19,667	1,946	21,613		1,946		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,447		10,265
				3. 職員手当等	238		4,769
				4. 共 済 費	261		3,417
[1]人件費事業	18,451	1,946	20,397		1,946		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,447	一般職	10,265
				3. 職員手当等	238	地域手当 通勤手当	43 195
				4. 共 済 費	261	厚生年金保険料 健康保険料	156 105
						3,417	
8) 障害福祉費	1,272,318	2,545	1,274,863	2,667	△122		

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				国庫支出金 2,667				
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費 13. 委 託 料	△857 53 △651 4,000		41,315 22,814 13,903 55,463	
[1]人件費事業	78,032	△1,455	76,577		△1,455			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△857	一般職	41,315	
				3. 職員手当等	53	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	132 △22 373 △294 △136	22,814
				4. 共 済 費	△651	共済組合納付金	13,903	
[2]一般事務事業	5,929	4,000	9,929		2,667	1,333	障害福祉課	
				国庫支出金 2,667				
				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 2,667]				
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	4,000	障害者システム改修委託料		
9) 老人福祉費	118,788	2,719	121,507		2,081	638		
				国庫支出金 581				
				府支出金 1,500				

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△102		13,337
				3. 職員手当等	△478		8,936
				4. 共 済 費	△182		4,744
				9. 旅 費	74		1,106
				11. 需 用 費	620		2,950
				13. 委 託 料	1,287		37,583
				14. 使用料及び賃借料	100		888
				20. 扶 助 費	1,400		4,448
[1]人件費事業	27,017	△762	26,255		△762		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△102	一般職	13,337
				3. 職員手当等	△478	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△210 △9 △29 △120 △72 △38 8,936
				4. 共 済 費	△182	共済組合納付金	4,744
[3]養護老人ホーム 入所措置事業	3,858	1,400	5,258		1,400	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	1,400	老人保護措置費（養護老人ホーム分）	3,783
[9]地域包括ケア推 進事業	9,000	1,500	10,500		1,500	長寿社会推進課	
				府支出金	1,500		
				[地域福祉・子育て 支援交付金 介護 保険特別枠 1,500]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	600	消耗品費 印刷製本費	500 100 280
				13. 委 託 料	800	地域包括ケア推進事業委託料	7,500

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				14. 使用料及び賃借料	100	会場借上料	200
[10] 市民後見推進事業		581	581		581	長寿社会推進課	
				国庫支出金	581		
				[市民後見推進事業補助金	581]		
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	74	普通旅費	
				11. 需 用 費	20	消耗品費	
				13. 委 託 料	487	市民後見推進事業委託料	
(2) 児童福祉費	3,746,394	△4,539	3,741,855		9,373		
				国庫支出金	△13,912		
					9,373		
1) 児童福祉総務費	1,435,139	△4,642	1,430,497		2,244		
				国庫支出金	△6,886		
					2,244		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,035		22,958
				3. 職員手当等	△1,802		12,268
				4. 共 済 費	△805		7,902
[1] 人件費事業	42,209	△4,642	37,567		2,244		
				国庫支出金	△6,886		
					2,244		
				[保育緊急確保事業			
				費補助金	2,244]		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,035	一般職	22,958
				3. 職員手当等	△1,802	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△255 △68 △324 △164 △522 △469 11,349
				4. 共 済 費	△805	共済組合納付金	7,902
5) 保育子育て支援費	81,145	2,773	83,918	600	2,173		
				国庫支出金	600		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,742		40,136
				3. 職員手当等	171		21,301
				4. 共 済 費	260		13,060
				7. 賃 金	600		432
[1] 人件費事業	74,497	2,173	76,670		2,173		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,742	一般職	40,136
				3. 職員手当等	171	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	18 53 △480 △74 180 312 162 21,301
				4. 共 済 費	260	共済組合納付金 厚生会事業補給金	248 12 13,060
[2] 保育子育て支援事業	6,648	600	7,248	600		保育子育て支援課	
				国庫支出金	600		

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 5 保 育 子 育 て 支 援 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 5 保 育 子 育 て 支 援 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[保育緊急確保事業 費補助金 600]			
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	600	アルバイト賃金	432
6)保育所費	655,747	△6,901	648,846		△6,901		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,866		186,418
				3.職員手当等	△2,526		77,992
				4.共 済 費	△2,509		61,676
[1]人件費事業	326,086	△6,901	319,185		△6,901		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,866	一般職	186,418
				3.職員手当等	△2,526	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	164 △51 △729 39 230 △1,428 △751
				4.共 済 費	△2,509	共済組合納付金	61,676
7)民間保育所対策 費	760,623	8,706	769,329	6,529	2,177		
				国庫支出金			
				6,529			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	8,706		626,065
[1]保育支援事業	648,753	8,706	657,459	6,529	2,177	保育子育て支援課	

				国庫支出金 6,529			
				[保育緊急確保事業 費補助金 6,529]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	8,706	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	626,065
8) 子ども支援セン ター費	173,565	△4,475	169,090		△4,475		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,089		61,161
				3. 職員手当等	△1,314		24,884
				4. 共 済 費	△1,072		18,054
[1] 人件費事業	104,099	△4,475	99,624		△4,475		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,089	一般職	61,161
				3. 職員手当等	△1,314	扶養手当 △60 地域手当 △64 住居手当 297 通勤手当 △379 児童手当 180 期末手当 △880 勤勉手当 △408	24,884
				4. 共 済 費	△1,072	共済組合納付金	18,054
(3) 生活保護費	2,233,374	1,117	2,234,491	1,000	117		
				国庫支出金 1,000			
1) 生活保護費	2,233,374	1,117	2,234,491	1,000	117		
				国庫支出金 1,000			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△6		26,543

款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

款 3 民生費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費 料	△377		16,368
				13. 委 託 料	1,500		1,719
					△383		
[1] 人件費事業	92,688	△383	92,305	節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△6	扶養手当 △432 地域手当 △21 管理職手当 480 住居手当 216 通勤手当 334 児童手当 △180 期末手当 △295 勤勉手当 △108	26,543
				4. 共 済 費	△377	共済組合納付金	16,368
[2] 生活保護事業	2,129,503	1,500	2,131,003		1,000	生活福祉課	
				国庫支出金 1,000	500		
				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 1,000]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,500	電算システム改修委託料	1,719
(4) 国民健康保険費	644,436	△5,844	638,592		△5,844		
1) 国民健康保険費	644,436	△5,844	638,592		△5,844		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△5,844		644,436
[1] 国民健康保険特別会計繰出金事業	644,436	△5,844	638,592		△5,844	保険年金課	

				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△5,844	国民健康保険事業特別会計への繰出金	644,436
(5) 介護保険費	734,382	6,330	740,712	8,200	△1,870		
				府支出金			
				8,200			
1) 介護保険費	734,382	6,330	740,712	8,200	△1,870		
				府支出金			
				8,200			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	8,200		135
				28. 繰 出 金	△1,870		734,246
[1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	734,246	△1,870	732,376		△1,870	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△1,870	介護保険事業特別会計への繰出金	734,246
[3] 介護保険施設整備事業		8,200	8,200	8,200		長寿社会推進課	
				府支出金			
				8,200			
				[介護基盤緊急整備 等臨時特例補助金 8,200]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	8,200	介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金	
4 衛生費	1,631,280	32,449	1,663,729	1,067	31,382		
				国庫支出金			
				1,067			
(1) 保健衛生費	478,826	26,290	505,116	1,067	25,223		

款 4 衛 生 費 項 1 保 健 衛 生 費

款 4 衛 生 費 項 1 保 健 衛 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 1,067			
1)保健センター費	114,856	8,893	123,749	1,067	7,826		
				国庫支出金 1,067			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,546		38,634
				3. 職員手当等	2,288		18,622
				4. 共 済 費	1,393		13,088
				13. 委 託 料	1,666		4,800
[1]人件費事業	70,344	7,227	77,571		7,227		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,546	一般職	38,634
				3. 職員手当等	2,288	扶養手当 270 地域手当 115 通勤手当 175 児童手当 110 期末手当 1,233 勤勉手当 385	18,622
				4. 共 済 費	1,393	共済組合納付金 1,381 厚生会事業補給金 12	13,088
[2]施設管理事業	10,720	1,666	12,386	1,067	599	保健推進課	
				国庫支出金 1,067			
				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 1,067]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,666	電算委託料 66 健康管理システム改修委託料 1,600	4,800
4)予防対策費	125,389	17,397	142,786		17,397		

				節 区 分	金 額		
				11. 需用費	134		2,292
				12. 役務費	11		376
				13. 委託料	17,252		120,090
[1] 予防接種事業	124,508	17,397	141,905		17,397	保健推進課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需用費	134	印刷製本費	2,093
				12. 役務費	11	郵便料	215
				13. 委託料	17,252	高齢者肺炎球菌予防接種委託料 水痘予防接種委託料	2,569 14,683 119,569
(2) 清掃費	1,140,072	6,159	1,146,231		6,159		
1) 清掃総務費	39,381	6,866	46,247		6,866		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	4,962		17,761
				3. 職員手当等	994		10,568
				4. 共済費	910		6,290
[1] 人件費事業	34,619	6,866	41,485		6,866		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	4,962	一般職	17,761
				3. 職員手当等	994	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△180 143 480 49 △120 435 187 10,568
				4. 共済費	910	共済組合納付金 厚生会事業補給金	898 12 6,290
2) 塵芥処理費	915,135	△707	914,428		△707		
				節 区 分	金 額		
				2. 給料	117		144,740
				3. 職員手当等	508		80,255

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵芥処理費

款 4 衛生費 項 2 清掃費 目 2 塵芥処理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	△1,332		48,950
[1] 人件費事業	273,945	△707	273,238		△707		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	117	一般職	144,740
				3. 職員手当等	508	地域手当 管理職手当 通勤手当	4 480 24 80,255
				4. 共 済 費	△1,332	共済組合納付金	48,950
5 農林水産業費	151,374	6,824	158,198	6,000	824		
				府支出金	4,000		
				諸収入	2,000		
(1) 農 業 費	147,600	4,824	152,424	4,000	824		
				府支出金	4,000		
1) 農業委員会費	33,679	4,824	38,503	4,000	824		
				府支出金	4,000		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	960		15,756
				3. 職員手当等	106		8,066
				4. 共 済 費	△242		5,253
				13. 委 託 料	4,000		
[1] 人件費事業	32,976	824	33,800		824		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	960	一般職	15,756

				3. 職員手当等	106	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	276 37 △96 △81 20 △33 △17	8,066
				4. 共 済 費	△242	共済組合納付金		5,253
[2] 農業委員会運営 事業	703	4,000	4,703	4,000		農業委員会事務局		
				府支出金	4,000			
				[農地台帳システム 整備補助金	4,000]			
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	4,000	農地台帳システム整備委託料		
(2) 林 業 費	1,178	2,000	3,178	2,000				
				諸収入	2,000			
1) 林業振興費	1,178	2,000	3,178	2,000				
				諸収入	2,000			
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	2,000			550
[1] 林業振興事業	1,178	2,000	3,178	2,000		産業観光課		
				諸収入	2,000			
				[公益信託高速道路 防災対策等に関する 支援金	2,000]			

款 5 農林水産業費 項 2 林 業 費 目 1 林業振興費

款 5 農林水産業費 項 2 林業費 目 1 林業振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,000	跨道橋保守点検委託料	550
6 商 工 費	61,387	6,996	68,383	10,870	△3,874		
				府支出金	10,870		
(1) 商 工 費	61,387	6,996	68,383	10,870	△3,874		
				府支出金	10,870		
1) 商工総務費	29,491	△3,874	25,617		△3,874		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,623		15,491
				3. 職員手当等	△1,491		8,563
				4. 共 済 費	△760		5,437
[1] 人件費事業	29,491	△3,874	25,617		△3,874		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,623	一般職	15,491
				3. 職員手当等	△1,491	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△354 △58 △480 219 △120 △459 △239
				4. 共 済 費	△760	共済組合納付金	5,437
5) 観光振興費	9,906	10,870	20,776	10,870			
				府支出金	10,870		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	10,870		1,454

[2]観光振興事業	5,407	10,870	16,277	10,870		産業観光課		
				府支出金 10,870				
				[緊急雇用創出基金 事業費補助金 10,870]				
				節 区 分	金 額			
				13.委 託 料	10,870	観光ガイド養成委託料		
7 土 木 費	1,404,994	22,664	1,427,658		22,664			
(1)土木管理費	117,883	18,514	136,397		18,514			
1)土木総務費	117,883	18,514	136,397		18,514			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	10,731		59,951	
				3.職員手当等	5,291		34,896	
				4.共 済 費	2,492		20,814	
[1]人件費事業	115,661	18,514	134,175		18,514			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	10,731	一般職	59,951	
				3.職員手当等	5,291	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	447 337 672 556 240 1,957 1,082	34,896
				4.共 済 費	2,492	共済組合納付金 厚生会事業補給金	2,456 36	20,814
(2)道路橋梁費	245,770	△18,482	227,288		△18,482			
1)道路橋梁総務費	41,740	△10,404	31,336		△10,404			
				節 区 分	金 額			
				2.給 料	△4,827		21,359	
				3.職員手当等	△3,717		12,416	

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 1 道路橋梁総務費

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 1 道路橋梁総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	△1,860		7,474
[1] 人件費事業	41,249	△10,404	30,845		△10,404		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,827	一般職	21,359
				3. 職員手当等	△3,717	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△312 △154 △576 △324 △131 △240 △1,304 △676 12,416
				4. 共 済 費	△1,860	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△1,848 △12 7,474
2) 交通安全対策費	75,483	△8,078	67,405		△8,078		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,307		8,543
				3. 職員手当等	△2,128		4,634
				4. 共 済 費	△1,643		3,085
[1] 人件費事業	16,262	△8,078	8,184		△8,078		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,307	一般職	8,543
				3. 職員手当等	△2,128	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△276 △137 △24 △1,113 △578 4,634
				4. 共 済 費	△1,643	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△1,631 △12 3,085
(4) 都市計画費	927,285	13,524	940,809		13,524		

1)都市計画総務費	55,536	△3,157	52,379		△3,157		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,565		23,380
				3.職員手当等	△749		13,594
				4.共 済 費	△843		8,174
[1]人件費事業	45,148	△3,157	41,991		△3,157		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,565	一般職	23,380
				3.職員手当等	△749	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△78 △49 324 171 △105 △661 △351 13,594
				4.共 済 費	△843	共済組合納付金	8,174
3)公共下水道費	752,328	16,681	769,009		16,681		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	16,681		752,328
[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	752,328	16,681	769,009		16,681	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	16,681	下水道事業特別会計への繰出金	752,328
(5)住 宅 費	98,548	9,108	107,656		9,108		
1)住宅管理費	52,728	9,108	61,836		9,108		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	5,518		4,995
				3.職員手当等	2,201		2,822
				4.共 済 費	1,389		1,537
[1]人件費事業	9,354	9,108	18,462		9,108		

款 7 土 木 費 項 5 住 宅 費 目 1 住 宅 管 理 費

款 7 土 木 費 項 5 住 宅 費 目 1 住 宅 管 理 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,518	一般職	4,995
				3. 職員手当等	2,201	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	2,822
				4. 共 済 費	1,389	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,537
9 教 育 費	1,685,892	△1,513	1,684,379		△1,513		
(1) 教育総務費	298,914	△3,600	295,314		△3,600		
2) 事務局費	169,218	△2,957	166,261		△2,957		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,856		89,013
				3. 職員手当等	416		48,685
				4. 共 済 費	△1,517		29,615
[1] 人件費事業	167,313	△2,957	164,356		△2,957		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,856	一般職	89,013
				3. 職員手当等	416	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	48,685
				4. 共 済 費	△1,517	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	29,615
5) 人権教育推進費	32,314	△643	31,671		△643		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	43		14,247
				3. 職員手当等	△623		9,492
				4. 共 済 費	△63		4,734
[1]人件費事業	28,473	△643	27,830		△643		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	43	一般職	14,247
				3. 職員手当等	△623	扶養手当 地域手当 管理職手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△312 △8 96 △300 △65 △34
				4. 共 済 費	△63	共済組合納付金	4,734
(4)幼稚園費	396,980	1,135	398,115		1,135		
1)幼稚園費	311,692	1,135	312,827		1,135		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,395		166,291
				3. 職員手当等	120		65,638
				4. 共 済 費	△380		46,225
[1]人件費事業	278,154	1,135	279,289		1,135		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,395	一般職	166,291
				3. 職員手当等	120	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当	241 50 540 △451 △260
				4. 共 済 費	△380	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△444 52 12
(5)社会教育費	388,164	952	389,116		952		
1)社会教育総務費	52,180	△423	51,757		△423		

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 1 社会教育総務費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 1 社会教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△114		26,887
				3. 職員手当等	△20		14,468
				4. 共 済 費	△289		9,384
[1]人件費事業	50,739	△423	50,316		△423		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△114	一般職	26,887
				3. 職員手当等	△20	扶養手当 354 地域手当 8 住居手当 △324 通勤手当 30 児童手当 △160 期末手当 47 勤勉手当 25	14,468
				4. 共 済 費	△289	共済組合納付金	9,384
5) 青少年センター費	53,227	902	54,129		902		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	931		21,048
				3. 職員手当等	△170		13,070
				4. 共 済 費	141		7,260
[1]人件費事業	41,378	902	42,280		902		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	931	一般職	21,048
				3. 職員手当等	△170	扶養手当 △468 地域手当 14 住居手当 324 通勤手当 24 児童手当 △300 期末手当 155 勤勉手当 81	13,070
				4. 共 済 費	141	共済組合納付金	7,260

9) 公民館費	60,055	473	60,528		473		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	219		23,859
				3. 職員手当等	254		10,397
[1] 人件費事業	41,796	473	42,269		473		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	219	一般職	23,859
				3. 職員手当等	254	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	78 10 101 65 10,397
10 公 債 費	3,056,772	267,716	3,324,488		267,716		
(1) 公 債 費	3,056,772	267,716	3,324,488		267,716		
1) 元 金	2,593,621	267,716	2,861,337		267,716		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	267,716		2,593,621
[1] 市債管理事業 (元金)	2,593,621	267,716	2,861,337		267,716	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	267,716	市債元金償還金	2,593,621
11 諸支出金	111,472	109,575	221,047		109,575		
(10) 雑 支 出	104,652	109,575	214,227		109,575		
2) 返 還 金		109,575	109,575		109,575		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	109,575		
[1] 国支出金・府支 出金返還金事業		109,575	109,575		109,575		

款 11 諸支出金 項 10 雑 支 出 目 2 返 還 金

款 11 諸支出金 項 10 雑支出 目 2 返還金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	109,575	保険年金課 老人保健支払基金交付金返還金 63 老人保健国庫負担金返還金 42 老人保健府負担金返還金 11 生活福祉課 児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 868 児童入所施設措置費等府費負担金返還金 434 生活保護費国庫負担金返還金 47,923 セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 4,192 児童扶養手当国庫負担金返還金 2,489 長寿社会推進課 地域支え合い体制づくり事業費府補助金返還金 8 障害福祉課 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 34,545 障害者医療費国庫負担金返還金 12,609 自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金 6,378 在宅心身障害児（者）福祉対策費国庫補助金返還金 13	
歳 出 合 計	21,552,815	480,049	22,032,864	70,023	410,026		
				国庫支出金	21,953		
				府支出金	24,770		
				諸収入	2,000		
				市債	21,300		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考		
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当				計	
補正後	長 等	人 2	千円 2	千円 17,043	千円 6,934	千円 512	千円 8,635	千円 33,124	千円 4,335	千円 37,459	その他の手当 通勤手当 50千円 退職手当 8,585千円	
	議 員	17		97,663		37,895			135,558	53,837	189,395	
	その他の特別職	1,009		61,609					61,609		61,609	
	計	1,028		159,272	17,043	44,829	512	8,635	230,291	58,172	288,463	
補正前	長 等	2		17,043	6,759	512	8,633	32,947	4,656	37,603	その他の手当 通勤手当 48千円 退職手当 8,585千円	
	議 員	18		102,621		39,989			142,610	53,837	196,447	
	その他の特別職	1,009		61,609					61,609		61,609	
	計	1,029		164,230	17,043	46,748	512	8,633	237,166	58,493	295,659	
比 較	長 等				175		2	177	△ 321	△ 144	その他の手当 通勤手当 2千円	
	議 員	△ 1	△ 4,958		△ 2,094			△ 7,052		△ 7,052		
	その他の特別職											
	計	△ 1	△ 4,958		△ 1,919		2	△ 6,875	△ 321	△ 7,196	その他の手当 通勤手当 2千円	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 480	千円 1,758,863	千円 1,119,944	千円 2,878,807	千円 601,722	千円 3,480,529	
補正前	479	1,759,592	1,119,222	2,878,814	613,771	3,492,585	
比 較	1	△ 729	722	△ 7	△ 12,049	△ 12,056	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	
	補正後	千円 55,701	千円 54,469	千円 38,352	千円 13,770	千円 68,932	千円 27,355	千円 8,498	千円 26,395	417,164	
	補正前	54,702	54,460	36,144	14,094	68,932	26,580	8,498	26,580	418,351	
	比 較	999	9	2,208	△ 324	0	775	0	△ 185	△ 1,187	
	区 分	勤勉手当	退職手当								
	補正後	千円 211,751	千円 197,557								
	補正前	213,324	197,557								
	比 較	△ 1,573	0								

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細	説 明	備 考					
給 料	千円 △ 729	人事異動に伴う増減分	千円 △ 729	人事異動による増減	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	その他職員 (教育長含む)	計
					補正後	369人	110人	1人	480人
					補正前	372人	106人	1人	479人
					比 較	△3人	4人	—	1人
職員手当等	722	人事異動等に伴う増減分	722	人事異動等による増減	扶養手当	999	千円		
					地域手当	9	千円		
					管理職手当	2,208	千円		
					住居手当	△ 324	千円		
					通勤手当	775	千円		
					児童手当	△ 185	千円		
					期末手当	△ 1,187	千円		
					勤勉手当	△ 1,573	千円		

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額				補 正 後 の 額			
	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末
	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	元 金 償 還 見 込 額	現 在 高 見 込 額	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	元 金 償 還 見 込 額	現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	17,632,355	249,900	1,525,496	16,356,759	17,172,332	615,100	1,793,212	15,994,220
(1) 土 木	6,062,612	85,400	627,215	5,520,797	5,970,085	113,700	894,931	5,188,854
(2) 農 林 水 産	373,438	18,100	96,235	295,303	362,118	25,300	96,235	291,183
(3) 教 育	1,794,098		143,860	1,650,238	1,550,834	254,600	143,860	1,661,574
(4) 公 営 住 宅	440,965		47,894	393,071	434,055		47,894	386,161
(5) 民 生	329,921	300	21,661	308,560	319,221	300	21,661	297,860
(6) 衛 生	917,847	34,500	68,024	884,323	912,047	39,000	68,024	883,023
(7) 総 務	7,406,917	111,600	479,922	7,038,595	7,318,814	182,200	479,922	7,021,092
(8) 消 防	306,557		40,685	265,872	305,158		40,685	264,473
2. 災 害 復 旧 費	18,720	23,000	20	41,700	18,720	23,000	20	41,700
(1) 土 木	18,700	23,000		41,700	18,700	23,000		41,700
(2) 農 林	20		20	0	20		20	0
3. 一 般 会 計 出 資 債	195,934		9,927	186,007	193,634		9,927	183,707
(1) 一 般 会 計 出 資 債	195,934		9,927	186,007	193,634		9,927	183,707
4. 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	568,165		171,252	396,913	568,023		171,252	396,771
(1) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	568,165		171,252	396,913	568,023		171,252	396,771
5. 臨 時 税 収 補 て ん 債	83,552		22,731	60,821	83,552		22,731	60,821
(1) 臨 時 税 収 補 て ん 債	83,552		22,731	60,821	83,552		22,731	60,821
6. 臨 時 財 政 対 策 債	9,485,093	1,540,100	714,975	10,310,218	9,464,147	1,435,339	714,975	10,184,511
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	9,485,093	1,540,100	714,975	10,310,218	9,464,147	1,435,339	714,975	10,184,511
7. 退 職 手 当 債	1,454,380		149,220	1,305,160	1,454,380		149,220	1,305,160
(1) 退 職 手 当 債	1,454,380		149,220	1,305,160	1,454,380		149,220	1,305,160
計	29,438,199	1,813,000	2,593,621	28,657,578	28,954,788	2,073,439	2,861,337	28,166,890

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,861,876		8,861,876	40.2
(2) 地方譲与税	143,300		143,300	0.6
(3) 利子割交付金	22,100		22,100	0.1
(4) 配当割交付金	38,800		38,800	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	5,700		5,700	—
(6) 地方消費税交付金	698,300		698,300	3.2
(7) ゴルフ場利用税交付金	49,300		49,300	0.2
(8) 自動車取得税交付金	28,300		28,300	0.1
(9) 地方特例交付金	42,300	△6,420	35,880	0.2
(10) 地方交付税	2,334,749	55,139	2,389,888	10.8
(11) 交通安全対策特別交付金	12,037		12,037	0.1
(12) 分担金及び負担金	254,416		254,416	1.2
(13) 使用料及び手数料	369,253		369,253	1.7
(14) 国庫支出金	4,025,480	21,953	4,047,433	18.4
(15) 府支出金	1,585,785	24,770	1,610,555	7.3
(16) 財産収入	9,406		9,406	—
(17) 寄 附 金	2,349		2,349	—
(18) 繰 入 金	1,049,906	7,000	1,056,906	4.8
(19) 諸 収 入	206,458	6,266	212,724	1.0
(20) 市 債	1,813,000	△83,461	1,729,539	7.8
(21) 繰 越 金		454,802	454,802	2.1

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	21,552,815	480,049	22,032,864	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	281,037	△6,661	274,376	1.2
(2) 総務費	1,936,576	1,398	1,937,974	8.8
(3) 民生費	10,359,866	40,601	10,400,467	47.2
(4) 衛生費	1,631,280	32,449	1,663,729	7.6
(5) 農林水産業費	151,374	6,824	158,198	0.7
(6) 商工費	61,387	6,996	68,383	0.3
(7) 土木費	1,404,994	22,664	1,427,658	6.5
(8) 消防費	829,165		829,165	3.8
(9) 教育費	1,685,892	△1,513	1,684,379	7.6
(10) 公債費	3,056,772	267,716	3,324,488	15.1
(11) 諸支出金	111,472	109,575	221,047	1.0
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費	23,000		23,000	0.1
歳出合計	21,552,815	480,049	22,032,864	100.0

議案第8号

平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,918千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,912,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		644,436	△5,844	638,592
	1)他会計繰入金	644,436	△5,844	638,592
(9) 諸収入		744,855	926	745,781
	3)雑入	744,503	926	745,429
歳入合計		8,917,019	△4,918	8,912,101

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		127,716	△5,844	121,872
	1) 総務管理費	111,321	△5,844	105,477
(8) 保健事業費		112,737	926	113,663
	1) 特定健康診査等事業費	69,840	926	70,766
歳 出 合 計		8,917,019	△4,918	8,912,101

平成26年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8 繰 入 金		644,436	△5,844	638,592			
(1) 他会計繰入金		644,436	△5,844	638,592			
	1) 一般会計繰入金	644,436	△5,844	638,592	2. 職員給与費等繰入金	△5,844	
9 諸 収 入		744,855	926	745,781			
(3) 雑 入		744,503	926	745,429			
	6) 雑 入	734,142	926	735,068	1. 雑 入	926	雑入
歳 入 合 計		8,917,019	△4,918	8,912,101			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	127,716	△5,844	121,872		△5,844		
(1)総務管理費	111,321	△5,844	105,477		△5,844		
1)一般管理費	109,593	△5,844	103,749		△5,844		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,489		47,884
				3. 職員手当等	△1,941		28,620
				4. 共 済 費	△1,414		17,085
[1]人件費事業	93,589	△5,844	87,745		△5,844		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,489	一般職	47,884
				3. 職員手当等	△1,941	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△192 △80 324 117 △640 △1,010 △460
				4. 共 済 費	△1,414	共済組合納付金	17,085
8 保健事業費	112,737	926	113,663		926		
(1)特定健康診査等 事業費	69,840	926	70,766		926		
1)特定健康診査等 事業費	69,840	926	70,766		926		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	733		9,413
				3. 職員手当等	216		4,853
				4. 共 済 費	△23		3,417
[1]人件費事業	17,683	926	18,609		926		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	733	一般職	9,413
				3. 職員手当等	216	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	22 49 102 43 4,853
				4. 共 済 費	△23	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△194 101 70 3,417
歳 出 合 計	8,917,019	△4,918	8,912,101		△4,918		

款 8 保健事業費 項 1 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 15	千円 55,541	千円 31,748	千円 87,289	千円 19,065	千円 106,354	
補正前	15	57,297	33,473	90,770	20,502	111,272	
比 較	0	△ 1,756	△ 1,725	△ 3,481	△ 1,437	△ 4,918	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,110	千円 1,701	千円 1,056	千円 1,296	千円 4,382	千円 962	千円 684	千円 560	千円 13,121	千円 6,876
	補正前	1,302	1,759	1,056	972	4,382	796	684	1,200	14,029	7,293
	比 較	△ 192	△ 58	0	324	0	166	0	△ 640	△ 908	△ 417

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円 △ 1,756	人事異動に伴う増減分	千円 △ 1,756	人事異動による増減				
職員手当等	△ 1,725	人事異動に伴う増減分	△ 1,725	人事異動による増減	扶養手当	△ 192 千円	期末手当	△ 908 千円
					地域手当	△ 58 千円	勤勉手当	△ 417 千円
					住居手当	324 千円		
					通勤手当	166 千円		
					児童手当	△ 640 千円		

議案第9号

平成26年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,924,842千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		752,328	16,681	769,009
	1) 一般会計繰入金	752,328	16,681	769,009
歳入合計		1,908,161	16,681	1,924,842

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		454,379	16,681	471,060
	1) 総務管理費	454,379	16,681	471,060
歳 出	合 計	1,908,161	16,681	1,924,842

平成26年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		752,328	16,681	769,009			
(1) 一般会計繰入金		752,328	16,681	769,009			
	1) 一般会計繰入金	752,328	16,681	769,009	1. 一般会計繰入金	16,681	
歳 入 合 計		1,908,161	16,681	1,924,842			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

議案第10号

平成26年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,875,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		995,067	5,292	1,000,359
	1)国庫負担金	810,348	5,292	815,640
(4) 支払基金交付金		1,293,077	3,721	1,296,798
	1)支払基金交付金	1,293,077	3,721	1,296,798
(5) 府支出金		641,321	7,759	649,080
	1)府負担金	623,989	7,759	631,748
(6) 繰入金		806,486	△1,870	804,616
	1)他会計繰入金	734,246	△1,870	732,376
(9) 繰越金			87,406	87,406
	1)繰越金		87,406	87,406
歳入合計		4,773,663	102,308	4,875,971

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		164,247	△1,870	162,377
	1) 総務管理費	112,146	△1,870	110,276
(4) 基金積立金		88,810	90,735	179,545
	1) 給付準備基金積立金	88,810	90,735	179,545
(5) 諸支出金		1,710	13,443	15,153
	2) 雑支出金		13,443	13,443
歳 出 合 計		4,773,663	102,308	4,875,971

平成26年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	995,067	5,292	1,000,359			
(1)	国庫負担金	810,348	5,292	815,640			
	1) 介護給付費負担金	810,348	5,292	815,640	2. 過年度分	5,292	
4	支払基金交付金	1,293,077	3,721	1,296,798			
(1)	支払基金交付金	1,293,077	3,721	1,296,798			
	2) 地域支援事業支援交付金	13,205	3,721	16,926	2. 過年度分	3,721	
5	府支出金	641,321	7,759	649,080			
(1)	府負担金	623,989	7,759	631,748			
	1) 介護給付費負担金	623,989	7,759	631,748	2. 過年度分	7,759	
6	繰入金	806,486	△1,870	804,616			
(1)	他会計繰入金	734,246	△1,870	732,376			
	1) 一般会計繰入金	734,246	△1,870	732,376	4. 職員給与費等繰入金	△1,870	
9	繰越金		87,406	87,406			
(1)	繰越金		87,406	87,406			

款 9 繰越金 項 1 繰越金

款 9 繰越金 項 1 繰越金 目 1 繰越金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 繰越金		87,406	87,406	1. 前年度繰越金	87,406	
歳 入 合 計		4,773,663	102,308	4,875,971			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	164,247	△1,870	162,377		△1,870		
(1)総務管理費	112,146	△1,870	110,276		△1,870		
1)一般管理費	112,146	△1,870	110,276		△1,870		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,042		53,785
				3. 職員手当等	△42		28,466
				4. 共 済 費	△786		17,787
[1]人件費事業	100,038	△1,870	98,168		△1,870		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,042	一般職	53,785
				3. 職員手当等	△42	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	250 △24 △96 161 △160 △173
				4. 共 済 費	△786	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△890 57 47
4 基金積立金	88,810	90,735	179,545	90,735			
				国庫支出金	5,292		
				支払基金交付金	3,721		
				府支出金	7,759		
				繰越金	73,963		
(1)給付準備基金積立金	88,810	90,735	179,545	90,735			

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金

款 4 基金積立金

項 1 給付準備基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 5,292			
				支払基金交付金 3,721			
				府支出金 7,759			
				繰越金 73,963			
1) 給付準備基金積立金	88,810	90,735	179,545	90,735			
				国庫支出金 5,292			
				支払基金交付金 3,721			
				府支出金 7,759			
				繰越金 73,963			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	90,735		88,810
[1] 給付準備基金積立金事業	88,810	90,735	179,545	90,735		長寿社会推進課	
				国庫支出金 5,292 [過年度分 5,292]			
				支払基金交付金 3,721 [過年度分 3,721]			

				府支出金 7,759 [過年度分 7,759]			
				繰越金 73,963 [前年度繰越金 73,963]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	90,735		88,810
5 諸支出金	1,710	13,443	15,153	13,443			
				繰越金 13,443			
(2) 雑支出金		13,443	13,443	13,443			
				繰越金 13,443			
1) 返 還 金		13,443	13,443	13,443			
				繰越金 13,443			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	13,443		
[1] 返還金事業		13,443	13,443	13,443		長寿社会推進課	
				繰越金 13,443 [前年度繰越金 13,443]			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	13,443	介護給付費交付金返還金 8,170 地域支援予防事業国庫交付金返還金 595 地域支援包括・任意事業国庫交付金返還金 2,921 地域支援予防事業府費交付金返還金 298	

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金 目 1 返 還 金

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金 目 1 返 還 金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						地域支援包括・任意事業府費交付金返還金 1,459	
歳 出 合 計	4,773,663	102,308	4,875,971	104,178	△1,870		
				国庫支出金 5,292			
				支払基金交付金 3,721			
				府支出金 7,759			
				繰越金 87,406			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 19	千円 64,060	千円 35,056	千円 99,116	千円 20,377	千円 119,493	
補正前	19	65,102	35,098	100,200	21,163	121,363	
比 較	0	△ 1,042	△ 42	△ 1,084	△ 786	△ 1,870	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,590	千円 2,001	千円 576	千円 648	千円 3,841	千円 1,227	千円 1,380	千円 15,100	千円 7,693
	補正前	2,340	2,025	672	648	3,841	1,066	1,380	15,260	7,866
	比 較	250	△ 24	△ 96	0	0	161	0	△ 160	△ 173

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
給 料	△ 1,042	人事異動に伴う増減分	△ 1,042	人事異動による増減	補正後	13人	6人	19人
					補正前	13人	6人	19人
					比 較	—	—	—
職員手当等	△ 42	人事異動に伴う増減分	△ 42	人事異動による増減	扶養手当	250 千円	期末手当	△ 160 千円
					地域手当	△ 24 千円	勤勉手当	△ 173 千円
					管理職手当	△ 96 千円		
					通勤手当	161 千円		

議案第 1 1 号

平成 2 6 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6, 5 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 6, 9 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(5) 繰越金			16,546	16,546
	1) 繰越金		16,546	16,546
歳入	合計	680,417	16,546	696,963

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金		649,500	16,154	665,654
	1)後期高齢者医療広域連合納付金	649,500	16,154	665,654
(3) 諸支出金		1,001	392	1,393
	1)償還金及び還付加算金	1,001	392	1,393
歳 出 合 計		680,417	16,546	696,963

平成26年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
5 繰越金			16,546	16,546			
(1) 繰越金			16,546	16,546			
	1) 繰越金		16,546	16,546	1. 前年度繰越金	16,546	
歳 入 合 計		680,417	16,546	696,963			

款 5 繰越金 項 1 繰越金 目 1 繰越金

歳 出

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	649,500	16,154	665,654	16,154			
				繰越金 16,154			
(1)後期高齢者医療 広域連合納付金	649,500	16,154	665,654	16,154			
				繰越金 16,154			
1)後期高齢者医療 広域連合納付金	649,500	16,154	665,654	16,154			
				繰越金 16,154			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	16,154		649,500
[1]後期高齢者医療 広域連合納付事 業	649,500	16,154	665,654	16,154			
				繰越金 16,154			
				[前年度繰越金 16,154]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	16,154	保険料等負担金	649,500
3 諸支出金	1,001	392	1,393	392			
				繰越金 392			
(1)償還金及び還付 加算金	1,001	392	1,393	392			

				繰越金 392			
1) 保険料還付金	1,001	392	1,393	392			
				繰越金 392			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	392		1,001
[1] 後期保険料還付 事業	1,001	392	1,393	392			
				繰越金 392			
				[前年度繰越金 392]			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	392	保険料還付金	1,001
歳 出 合 計	680,417	16,546	696,963	16,546			
				繰越金 16,546			

款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 1 保険料還付金

議案第12号

平成26年度泉南市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度泉南市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成26年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	2,053,085千円	2,655千円	2,055,740千円
第1項	営業費用	1,556,207千円	2,655千円	1,558,862千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額345,998千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額343,940千円」に、「過年度分損益勘定留保資金334,294千円」を「過年度分損益勘定留保資金332,236千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	515,311千円	△2,058千円	513,253千円
第1項	建設改良費	335,189千円	△2,058千円	333,131千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条の職員給与費「447,327千円」を「447,924千円」に補正する。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成26年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
B , 水道事業費用			2,053,085	2,655	2,055,740	
1, 営業費用			1,556,207	2,655	1,558,862	
	1. 原水及び浄水費		673,247	638	673,885	
		2, 給 料	13,304	444	13,748	給 料 444
		3, 手 当	25,803	194	25,997	扶 養 手 当 60 地 域 手 当 15 期 末 手 当 77 勤 勉 手 当 42
	2. 配水及び給水費		163,778	△ 177	163,601	
		3, 手 当	5,773	△ 314	5,459	扶 養 手 当 △ 234 地 域 手 当 △ 7 通 勤 手 当 238 期 末 手 当 △ 204 勤 勉 手 当 △ 107
		4, 法 定 福 利 費	4,608	137	4,745	共 済 組 合 納 付 金 137

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備	考
		3. 業	務	費	78,685	940	79,625	
		2, 給	料	3,981	337	4,318	給	料 337
		3, 手	当	2,147	463	2,610	扶 養 手 当 180 地 域 手 当 15 通 勤 手 当 △ 83 児 童 手 当 120 期 末 手 当 152 勤 勉 手 当 79	
		4, 法 定 福 利 費		1,298	140	1,438	共 済 組 合 納 付 金 140	
		4. 総	係	費	78,731	1,254	79,985	
		2, 給	料	21,525	485	22,010	給	料 485
		3, 手	当	10,208	377	10,585	扶 養 手 当 △ 338 地 域 手 当 4 管 理 職 手 当 624 通 勤 手 当 83 児 童 手 当 △ 240 期 末 手 当 160 勤 勉 手 当 84	
		4, 法 定 福 利 費		7,109	392	7,501	共 済 組 合 納 付 金 392	
		合	計	2,053,085	2,655	2,055,740		

資本的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
D , 資本的支出			515,311	△ 2,058	513,253		
1, 建設改良費	1, 事務費		335,189	△ 2,058	333,131		
		2, 給料	26,620	△ 285	26,335	給料 △ 285	
		3, 手当	16,859	△ 1,763	15,096	扶養手当	△ 744
						地域手当	△ 31
						管理職手当	△ 480
期末手当	△ 336						
勤勉手当	△ 172						
4, 法定福利費	9,459	△ 10	9,449	共済組合納付金	△ 10		
合 計			515,311	△ 2,058	513,253		

給 与 費 明 細 書

1.総 括

(単位:千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	13	0	0	57,682	317,253	374,935	22,109	397,044
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,335	15,096	41,431	9,449	50,880
	合 計	19	0	0	84,017	332,349	416,366	31,558	447,924
補正前	損益勘定支弁職員	13	0	0	56,416	316,533	372,949	21,440	394,389
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,620	16,859	43,479	9,459	52,938
	合 計	19	0	0	83,036	333,392	416,428	30,899	447,327
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	1,266	720	1,986	669	2,655
	資本勘定支弁職員	0	0	0	△ 285	△ 1,763	△ 2,048	△ 10	△ 2,058
	合 計	0	0	0	981	△ 1,043	△ 62	659	597

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当
	補正後	2,980	2,612	25,913	13,591	0	1,051
	補正前	4,056	2,616	26,064	13,665	0	813
	比較	△ 1,076	△ 4	△ 151	△ 74	0	238
	区分	管理職手当	超勤手当	特殊勤務手当	児童手当	退職手当	
	補正後	2,640	24,828	332	1,560	256,842	
	補正前	2,496	24,828	332	1,680	256,842	
	比較	144	0	0	△ 120	0	

2.給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由内訳		説明	備考
給料	981	人事異動に伴う増減分	981	人事異動による増減	給料 981
手当	△ 1,043	人事異動に伴う増減分	△ 1,043	人事異動による増減	扶養手当 △ 1,076 地域手当 △ 4 管理職手当 144 通勤手当 238 児童手当 △ 120 期末手当 △ 151 勤勉手当 △ 74
共済費	659	人事異動に伴う増減分	659	人事異動による増減	法定福利費 659

議案第 13 号

平成 25 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 14 号

平成 25 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 15 号

平成 25 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第16号

平成25年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 17 号

平成 25 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第18号

平成25年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第19号

平成25年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第20号

平成25年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 21 号

平成 25 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 22 号

平成 25 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 23 号

平成 25 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 24 号

平成 25 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 25 号

平成 25 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 26 号

平成 25 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 27 号

平成 25 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 28 号

平成 25 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 29 号

平成 25 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第30号

平成25年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成26年9月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 31 号

平成 25 年度泉南市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 25 年度泉南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 26 年 9 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人